

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」をしない，させないために



平成26年1月20日制定(校内用)

平成28年3月23日一部改定	平成29年4月	3日一部改定	
平成30年4月	2日一部改定	令和2年6月	1日一部改定
令和3年4月	1日一部改定	令和4年4月	1日一部改訂
令和5年4月	3日一部改訂	令和6年4月	1日一部改訂

八街市立八街中学校

1 はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の最重要課題となっています。急速な情報技術の発展により、インターネットやスマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を書き込む問題が生じ、いじめはますます複雑化を見せています。八街中学校では、いじめ根絶に向けた取組みとして、これまで定期のアンケート調査(年3回)の他に、教育相談週間の中で学校生活に関するアンケート調査を実施しています。すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、これらの調査を基に、面接や具体的な指導、さらには家庭への連絡などを丁寧に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ることに努めてきました。

しかし、現状を見ると、周囲の大人には見えにくいいじめを受け、日々苦しい思いをしている生徒たちの存在が懸念されたりもしています。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめから生徒たちを救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こり得るものである」との認識をもつことが大切です。また、いじめ問題に対し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

そこで、いじめ防止対策推進法を受け、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織として問題に取り組むため、「八街中学校いじめ防止基本方針」を作成しました。管理職はもとより、学級担任をはじめ全教職員が熟読し、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、いじめが行われなくなることを旨としてなければなりません。

八街中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校・保護者・地域が一体となって、連携を取りあい、「いじめ」のない学校づくりに邁進していきます。また、新型コロナウイルスの流行により、新たな差別などが生まれないように、正しい知識や行動を身につけさせ、学校全体でいじめ防止に取り組んでいく所存です。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

いじめの禁止 「児童生徒等は、いじめを行ってはならない。」

*いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識を持たせる。

*加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという姿勢をしっかりと示していく。

☆いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑥は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識です。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体でもつ。
- ③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ⑤いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになる。

☆いじめの認知について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

（いじめの認知を積極的に行い、丁寧な対応をしていく。）

3 いじめの態様

平成25年度の「いじめ調査」から、「生徒がいじめを見た」または「受けた」内容として多いのは、「しつこく悪口を言われた」「仲間はずれにされたり、無視されたりした」「理由もなくたたかれたり、けられたりしたことがある」が上位をしめている。

いじめとは

代表的な行為は、からかいいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらいら・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という目に見えにくい攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が目に見えやすい「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

生徒指導リーフ 【いじめの理解】 L e a f . 7

いじめ調査におけるいじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応が必要である。

「区 分」

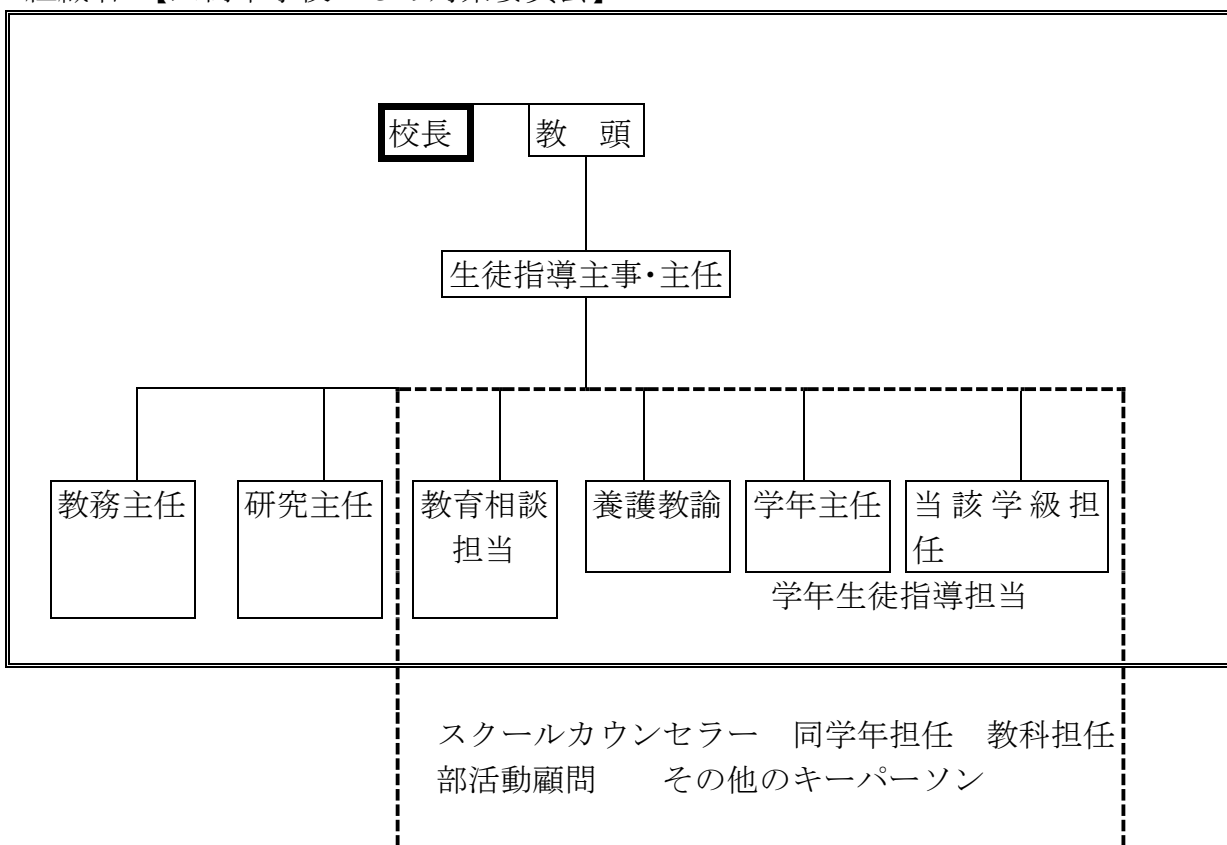
「抵触する可能性のある刑罰法規」

- ① 悪口や脅し文句、冷やかしやからかい・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視・・・刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩かれる等
- ④ 暴力を振るう・・・・・・・・・・・・・暴行、傷害
- ⑤ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ⑥ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり等・・・・・・・・強要
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり等・・・・・・・・窃盗、器物損壊
- ⑧ SNS 上での誹謗中傷・・・名誉毀損、侮辱
- ⑨ その他

4 学校いじめ対策の組織

- ・ 名称の位置付け 【八街中学校いじめ対策委員会】
- ・ 組織図の作成
- ・ 構成員の確認
いじめ対策主任（生徒指導主事が兼ねる）を位置付け，複数の教職員
場合によっては心理，福祉等の専門家を含む。
- ・ 定例会議の開催（原則として学期に1回程度の開催）
- ・ 緊急時の対応会議の開催

組織名 【八街中学校いじめ対策委員会】



①いじめ対策会議（企画・運営会議のイメージ）

○メンバー

校長，教頭，いじめ対策主任，教務主任，研究主任，生徒指導主事，
学年主任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー

- ・学期に1回程度開催
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し
- ・いじめの相談，通報窓口
- ・学校のいじめ防止の取り組みが計画的に進んでいるかの確認
- ・開催した場合は学校日誌に記録

②生徒指導部会議（日常的な担当者会議）

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭
スクールカウンセラー，市教委生徒指導担当

- ・1週間に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・来週の重点事項の確認等
- ・いじめ相談窓口としての役割
- ・開催した場合は学校日誌に記録

③いじめに関わる情報があった時の緊急会議

○メンバー

校長（教頭），生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭，担任
（スクールカウンセラー）

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめ相談窓口としての役割
- ・開催した場合は学校日誌に記録

5 いじめの未然防止

(1) 未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないと始まらない、などと考える必要はありません。

居場所づくりと絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとられることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らがつくりだしていくことができます。それが、未然防止の第一歩です。

学校いじめ防止基本方針の策定Q&Aより

(2) 居場所づくり

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、生徒はそれを享受する存在と言えます。

教職員の働きかけ

- ・ 課題を抱えている生徒に寄り添う
- ・ 人間関係に悩む生徒の相談にのる
- ・ 間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする
- ・ 対人関係のトラブルが起きないように、トレーニングを行う

このような働きかけによって、生徒相互の間に「安心感」や「親密感」が期待できます。

(3) 絆づくり

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは生徒自身であり、我々教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言えます。すなわち、日々の授業や行事等において、すべての生徒が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」といえます。

生徒の主体的な参加による活動

- ・ 新入生を迎える会の企画・運営
- ・ 給食の準備や片付けの手伝い
- ・ 校歌指導、清掃活動における手順の指導
- ・ 縦割り兄弟学級における体育祭・合唱コンクールでの活動
- ・ 予餞会（卒業生を送る会）における企画・運営

このような生徒が主体的に取り組む共同的な活動に取り組むことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒が感じとれる”絆づくり”が期待できる。

(4) いじめ防止のための授業改善

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

授業づくりにおいて、どの生徒にとっても**安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを行う際の、3つのポイント**として

①生徒に「自己決定の場」の場や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにすること

②生徒に「自己存在感」を与えること

③教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の「共感的人間関係」を育成することです。いじめ防止のための「分かる授業」のほかに、**授業規律**なども、互いの授業を見せ合うことによって改善・解決することができます。

例えば、

①2分前着席の習慣

②授業中の正しい姿勢の徹底

③発表の仕方や聞き方指導

授業に関連して**教師が注意すべき点**には、

①教師の不適切な認識や言動

②差別的な態度や言動は、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので、注意が必要です。

(5) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。生徒が心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「やさしさ」や「思いやり」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ防止につながると考えられます。

(6) 体験活動の充実

生徒が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。

・自然の中での体験学習、体験型環境学習

・福祉ボランティア体験、幼児ふれあい体験、伝統文化芸術体験

(7) 保護者・地域住民への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会，学区連絡協議会等において，いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設けます。また，いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために，HP，学校・学年だより等による啓発活動を積極的に行います。

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

- ・ いじめ問題に対する基本的な考え方
- ・ いじめの実態や指導方針等の情報提供
- ・ いじめに関する通報，相談，連絡体制の整備
- ・ 学校いじめ防止基本方針を八街中学校ホームページで公表する

<http://ymt.hs.plala.or.jp/yachi.yachi-j/>

(8) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては，教育委員会や警察，地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには，管理職や生徒指導主事（主任）を中心に，日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切です。

①教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には，学校で抱え込むことなく，速やかに八街市教育委員会へ報告し，問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

解決が困難な事案については，必要に応じて教育委員会が主導し，警察や福祉関係者，弁護士等の専門家を交えて対策を協議し，早期解決を目指します。

八街市教育委員会において，いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等，いじめられた生徒をいじめから守り抜くために，必要があれば就学校の指定変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から学校を変更したい旨の申し出があれば，八街市教育委員会と十分に協議する必要があります。

②警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため，定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し，相互に協力する体制を整えています。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など，犯罪と認められる事案・児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては，早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談・通報を行い，連携して対応します。

③地域関係機関との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に，家庭での要因が考えられる場合には，市長部局（児童家庭課・社会福祉課），民生委員や主任児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応します。

(9) いじめの防止等のための教職員研修の充実

学校においては、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。

- ・いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るための研修
- ・様々なスキルや指導力を身につけるための研修
- ・いじめの認知能力を高めるための研修
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する研修
- ・懲戒と体罰の正しい理解のために

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方
懲戒を加えることは認められているが、体罰は絶対に許されない
学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例

(10) 新型コロナウイルスによる感染症予防・正しい行動の徹底

- ①正しい知識の習得
- ②差別などの偏見をしない、させない指導

(11) 年間計画

	学 校 行 事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式 ・授業参観	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解
5月	・体育祭	・運動会を通じた豊かな人間関係を育むためのプログラムの実施（学級での話し合い）
6月	・生徒総会 ・教育相談 ・定期テスト	・いじめゼロ宣言 ＊生徒会 ・いじめアンケートの実施（各学期に1回） （各学期に1回）
7月	・印旛郡市総合体育大会	・健全育成集会（全校生徒） ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
8月		・八街市教育講演会（職員研修） ・職員研修会【カウンセリングマインドの習得、事例研究】
9月	・印旛郡市新人体育大会 ・1，2年校外学習 ・生徒会役員選挙	・校外学習を通じた豊かな人間関係を育むためのプログラムの実施（学級での話し合い）
10月	・3年修学旅行 ・教育相談 ・合唱コンクール	・いじめアンケートの実施 ・定期教育相談

11月	・定期テスト ・教育相談	・八街教育の日月間における生徒会中心に 【いじめゼロ宣言・いじめ撲滅キャンペーン】
12月	・二者（三者）面談	・人権週間 【人権感覚・生命尊重を磨くためのプログラム実施】 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
1月	・教育相談（1・2年）	・学校いじめ対策委員会の実施
2月	・定期テスト	・いじめアンケートの実施 ・定期教育相談
3月	・予餞会 ・卒業式	・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成

6 いじめ早期発見のための措置

(1) 早期発見の基本について

いじめは，早期に発見することが，早期の解決につながります。早期発見のために，日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは，教職員や大人の気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められています。

(2) 日々の観察における早期発見の手立て

気になる変化が見られた，遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合，例えば5W1H（いつ，どこで，だれが，誰と，何を，どのように）を付箋紙等に簡単にメモし，教職員がいつでも共有できるようにします。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し，必要に応じて関係者を招集し，その後の対応を考える体制をつくります。

(3) 生徒のささいな変化に気づくために

例えば，出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことです。また，クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえます。個人ノートや生活ノート（あゆみ）等，教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用していきます。保健室の様子を聞くことも重要になります。今まで当たり前，あるいは何気なく行ってきたことを，意識的に行い，積極的に活用していきます。

(4) 定期的なアンケート調査の実施

誰が被害者か加害者かとは関係なく，いじめがどの程度起きているのかを定期的（7月・12月・2月）に把握し，いじめが起きにくくなるような取組を意図的・

計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「無記名アンケート」を実施します。いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにあります。

(5) 相談体制の整備

定期的な教育相談週間（6月・11月・2月）を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施します。また、日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）など、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることも重要です。

生徒から相談を受けながらも、対応を先延ばしにしたりすることはしません。

7 早期対応（個別のいじめに対して講ずべき措置）

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報（事態）発見

- ・発見者→担任→学年主任→学年職員→生徒指導主事（全職員）→教頭→校長というルートで、速やかに報告する。
- ・校長（通常は教頭）が次の采配を行う。
ア：正確な実態把握 イ：対処法 ウ：人的配置（役割分担）
エ：事情聴取の場所 オ：対外機関への報告・通報

②事実の掌握（事情聴取）

- ・加害、被害生徒を個別に、別室で同時に聞き取りを始める。
（*被害者が先でも良い）
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
*自白のすべてが整合し、矛盾なく明らかになった時点で聴取を完了する。
*自白の途中で指導を入れない。

③指導体制、方針決定

- ・いじめ対策委員会を招集する。
- ・指導のねらいを明確にする。
【被害生徒・保護者への対応】 【加害生徒・保護者への対応】
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を行う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守るための対策
（登下校、休み時間、清掃時間、放課後）

<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会，関係機関との連携を図る。 ＊生命または身体の安全が脅かされるような重大事態および学校だけでは解決が困難な事案 いじめ対策委員会→教育委員会・警察へ連絡 ●学校の職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは，いじめ防止対策推進法（第23条1項）の規定に違反することにもなり得る。
<p>④－1 被害生徒・保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・即時対応・即日決着（家庭訪問）が原則。 ・学校は全面的に被害者側に立つ。 ・家庭訪問には次の内容で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア：謝罪と事実報告 イ：意見や要望をうかがう ウ：苦悩の解消に努める旨の申し出 （本件収束の手立て，再発防止策，進捗状況の報告，家庭との協力体制） ・今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ア：被害生徒が再登校できる環境づくり イ：加害生徒との関わり方 ウ：相談窓口の設置
<p>④－2 加害生徒・保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として，問題を発覚した即日に家庭訪問すること。 ・家庭訪問には次の内容で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア：謝罪と事実報告 ＊学校でおきた問題は学校の責任の精神 イ：問題の意味の説諭 （本人にとって，相手の痛み，法的・社会的に） ウ：家庭の意向をうかがう エ：家庭と学校が協力して生徒の更正を支えること
<p>⑤再発防止（今後の対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な見守り（被害者・加害者ともに） ・カウンセラー等の活用も含めた心のケア ・充実した学校生活への環境改善 ・学級が楽しく，結束する手立て ・学級活動の充実 （例：良い友人関係を育む，相手をほめる言葉，傷つける言葉） ・魅力ある学校づくりの推進 （居場所づくり，絆づくり，学級指導の見直し，授業改善）

(2) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で，ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し，情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。未然防止には，生徒のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を管理する

保護者と連携した取組を行う必要があります。

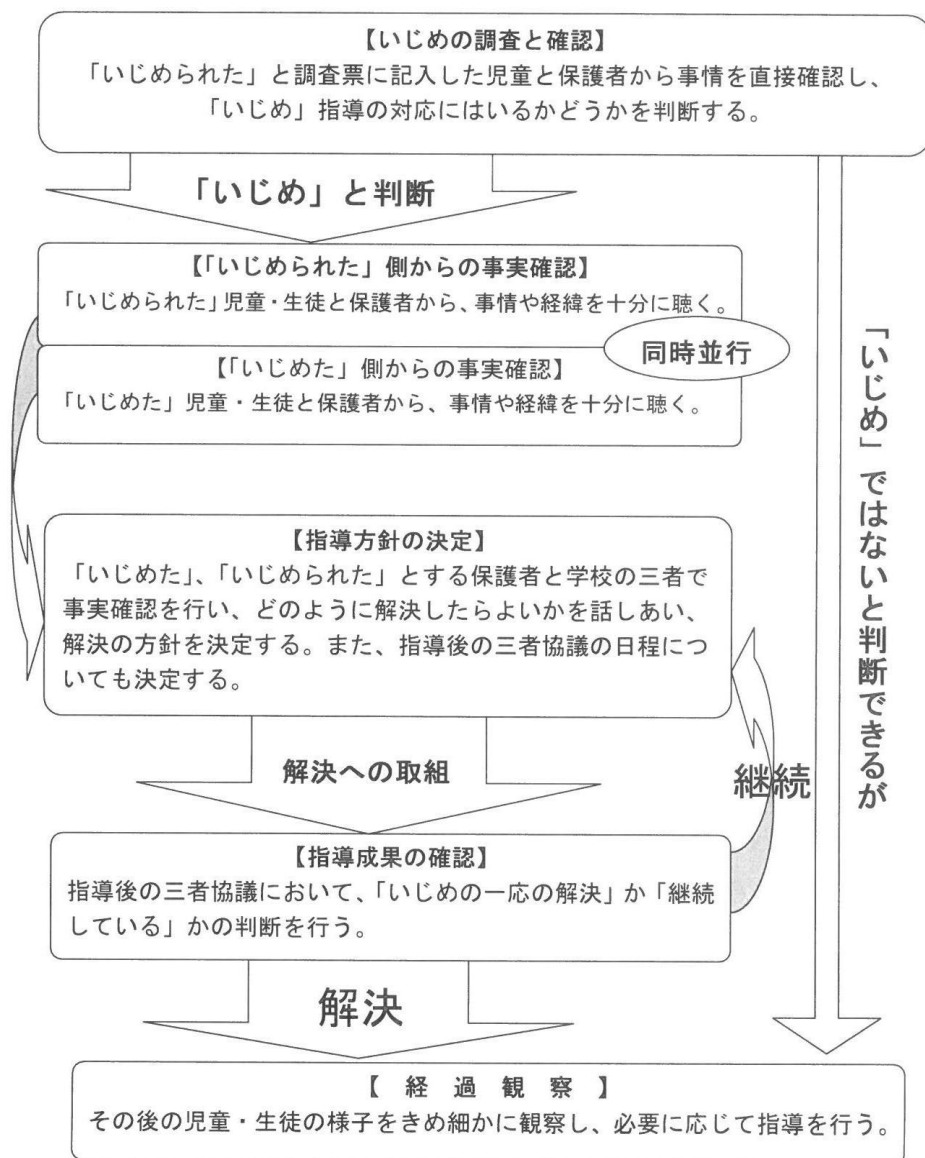
早期発見には、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が必要です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

8 重大事態への対処

いじめの解決に向けたステップ

八街市小中学校長会



重大事態とは、

- ① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項 第1号より)

例・自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項 第2号より)

- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針より)

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者（教育委員会）に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要があります。重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれませんが、重大事態の「疑い」があった場合や、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに学校設置者（八街市教育委員会）に報告・相談をします。市に対して「重大事態の発生報告」「重大事態調査の開始報告」をします。（その後、市が主体となって調査を行う場合には、積極的に協力します。）

(1) 事実関係を明確にするための調査

①発生した場合の連絡体制

- ・発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
- ・校長（通常は教頭）→教育委員会→教育長→市長

*順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応します。

*一報後は、改めて、文書による報告書を提出します。

(認知に係わる報告書、調査に係わる報告書、事案により事故報告書)

*必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報します。

②発生した場合の初動について

- ・「学校いじめ対策委員会」を招集し、調査にあたります。
- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にします。

ア：いつ頃から イ：誰から行われ ウ：どのような態様であったか

エ：いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか

オ：学校・教職員がどのように対応したか

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果について、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。
- ・【説明事項】

①調査目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項

⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

※個人情報については条例等により提供できないこともあります。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。

国のいじめ防止基本方針には、いじめが「解消している」状況について次のように示されています。

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が、少なくとも3か月目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

②本人及びその保護者へ面接で確認すること

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を確認の上、解消とする。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまでも一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

10 いじめの防止等に関する措置

学校として特に配慮が必要な生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行います。また、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

①発達障害を含む、障害のある生徒について、当該生徒のニーズや特性、専門家意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど海外につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合に

も留意します。

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒について、教職員の正しい理解等学校として必要な対応を周知します。

④東日本大震災に伴う災害によって避難している生徒の心のケアを適切に行い、心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

⑤新型コロナウイルスの影響により、生徒の心身の発達に妨げが出ないように、教育相談を定期的実施するなど、心のケアに努めていきます。また、感染予防に対する正しい知識や行動の仕方を身につけさせ、新しい生活行動様式を理解させていきます。

1 1 学校評価

- ・年度毎にいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をします。
- ・学校のいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定します。
- ・評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

1 2 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 八街市立八街中学校 043-443-1721
- 八街市教育相談ダイヤル 043-310-5017
毎週月・水・金曜日 午前9時～午後3時
- 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
24時間受付 saposoudan@chiba-c.ed.jp
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- 千葉県警察少年センター 0120-783-497
(ヤング・テレホン) 平日・午前9時～午後5時
- 子どもの人権110番 0120-007-110
(千葉地方法務局人権擁護課) 平日・午前8時30分～午後5時15分

市の花／ひまわり



【ひ】 かり輝く
【ま】 わりを照らす
【わ】 たしもあなたも
【り】 っぱに育てよ